

電気設備に関する技術基準の解釈改正要請並びに引用要請  
及び民間規格の一部改定の審議について

日電規委 22 第 23 号  
平成 22 年 9 月 29 日  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり電気設備に関する技術基準の解釈（以下「電技解釈」という）の改正要請並びに引用要請を経済産業省原子力安全・保安院に提出すること及び民間規格の一部改定について、平成 22 年 11 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) JESC 規格「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について
- (2) JESC 規格「電気機械器具の熱的強度の確認方法」(JESC E7002)の改定及びこれに伴う電技解釈の改正要請について
- (3) JESC 規格「電路の絶縁耐力の確認方法(JESC E7001)」改定及びこれに伴う電技解釈の改正要請について
- (4) JESC 規格「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の制定並びに電技解釈第 86 条【低高压架空電線と植物との離隔】及び解釈第 131 条【特別高压架空電線と植物との離隔】への引用要請について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) JESC 規格「系統連系規程」(JESC E0019)【単独運転検出機能及び複数台連系における留意点等の明確化】の一部改定について
  - a. 改正案を要請した委員会  
(社)日本電気協会 系統連系専門部会
  - b. 改正案の趣旨、目的、内容等  
今回の改定は、高压連系における円滑な連系協議を行うことを目的に、能動的方式の単独運転検出機能ごとの特徴・留意点及び検討方法について記載することを要請すること等を目的とするものである。
- (2) JESC 規格「電気機械器具の熱的強度の確認方法(JESC E7002)」改定及びこれに伴う電技解釈の改正要請について
  - a. 改正案を要請した委員会  
(社)日本電気協会 発電電専門部会
  - b. 改正案の趣旨、目的、内容等

今回の改定は、当該規格が制定から約 10 年が経過し、JESC 運営要領に基づき、当該規格の規定内容の確認を行った結果適正であると判断し、本規格を一部改定し継続したものである。

また、一部改定に伴い、本規格を引用している電技解釈第 29 条の 3 の改正要請を合わせて行うものである。

(3) JESC 規格「電路の絶縁耐力の確認方法(JESC E7001)」改定及びこれに伴う電技解釈の改正要請について

a. 改正案を要請した委員会

(社)日本電気協会 発変電専門部会 / 送電専門部会

b. 改正案の趣旨、目的、内容等

今回の改定は、当該規格が制定から約 10 年が経過し、JESC 運営要領に基づき、当該規格の規定内容の確認を行った結果適正であると判断し、本規格を一部改定し継続したものである。

また、一部改定に伴い、本規格を引用している電技解釈第 14 条、17 条及び 18 条の改正要請を合わせて行うものである。

(4) JESC 規格「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の制定並びに電技解釈第 86 条【低高圧架空電線と植物との離隔】及び解釈第 131 条【特別高圧架空電線と植物との離隔】への引用要請について

a. 改正案を要請した委員会

(社)日本電気協会 配電専門部会

b. 改正案の趣旨、目的、内容等

植物接近箇所において、現行の防護具とは別に、特別高圧架空ケーブル又は高圧架空ケーブルに適用する「ケーブル用防護具」の構造と試験方法を規定する JESC 規格「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」を制定し、電技解釈第 86 条及び第 131 条への引用を要請するとともに、特別高圧架空ケーブル又は高圧架空ケーブルに「ケーブル用防護具」を使用する場合の施設方法を追加することを要請するものである。

3. 改正要請の提出予定

平成 22 年 11 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っておりますので、その際はお問い合わせください。ただし、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電話：03-3216-0553（内線 269） FAX：03-3214-6005 E-mail：staff@jesc.gr.jp  
所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5．意見提出期間

受付開始日 平成 22 年 9 月 29 日（水）

受付終了日 平成 22 年 10 月 29 日（金）

6．注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、FAX 又は電子メールアドレス）を明記し、書面若しくは電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。